

第五回宜野湾村議會臨時議會々議録

一日 時

一九四一年十月三十日 自午前十時十分至午後一時十分

出席議員

- 天久 盛雄 知念 源芳 多和田 三郎
- 依喜真盛經 仲村 春順 伴依 真人
- 多和田 眞三郎 仲村 春勝 長次 眞亀
- 知念 龜吉 金城 信徳 前里 未次郎
- 稻福 政章 新城 正傳 石川 清
- 稻福 仁正 宮城 正栄 上江 洲安信
- 宮城 信孝 比嘉 定亨 安里 眞喜
- 泉 水朝正

参興

村長 桃原 逸郎 助役 伴依 眞英 收役 國吉 眞光
庶務課長 仲松 彌詳

書記

渡慶次 信清

會議に付したる題目

- 議案 第一號 行政區設置條例設定に就いて
- 議案 第十三號 宜野湾區長外三區長同意に就いて

議決の要旨

議長 午前十時三十分宜野湾村議會開會を宣す
議長 生欠の報告をなす

議長 議事録署名人に西着議員知念 進吉 喜喜議員

石川清三氏を指名いたします

議長 書記と議事録を配付せしむ

議長 唯今より議案の附議に移ります

議長 議案 第一號 行政區設置條例設定に就いて書記

と朗讀せしむ

番外一番の説明をなす

議長 本議案に就いて何か御異議はありませしめか

十六番 那覇北谷其他雜班の処置方法は如何

番外番 那覇北谷其他雜班地區をまたない為め野高區内の

住居者は野高區に屬せしめ 普天間區内の住居者は

普天間區に屬せしめ 兩區に書記一人宛増員さす其外

移動許可を以て残留した區民は現住地の區長と現籍地の
區長と連絡して移動をせよ

「六番生活の為に残留した居るの區民がどうする事も出来

ませぬので現住地の区長に相談すべきだ

青森県政府とも連絡を計り処置をとります

議長 議案第11号は議案通り可決したいと思っておりますが

御異議はありませぬか

全員 異議なし

全員 御異議がなようござりますから確定いたします

議長 議案第11号は御異議なき外に區長同様に就いて

書記をして朗讀させよ

議長 議案第11号は議案通り御承認したいと思いたい

賛声 々々

それでは本議案は御承認して頂いたものと

確定いたします

議長 次の議會は十月五日に決定いたし本日はこれに

閉會致します

右會議の顛末を記し事實に相違なき事を記すため

茲に署名す

署名人 知念達士

署名人 石川 靖